

第5次夕張市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和6年3月

北海道 夕張市

■目次

第1章 実行計画改定の背景	1
1 気候変動の影響	1
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
4 夕張市の地球温暖化対策の取組	2
第2章 基本的事項	3
1 目的	3
2 対象とする範囲	3
(1) 対象とする組織・施設	3
(2) 対象とする温室効果ガス	4
3 計画期間	4
第3章 温室効果ガスの排出状況	5
1 「温室効果ガス総排出量」	5
2 項目別の排出量の割合	5
3 公共施設から排出された温室効果ガス総排出量の割合	6
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	7
1 目標設定の考え方	7
2 温室効果ガスの削減目標	7
第5章 目標達成に向けた取組	8
1 取組の基本方針	8
2 具体的な取組内容	8
(1) 日常的な取り組み	8
(2) 将来的な取り組み	9
第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表	10
1 推進体制	10
2 点検・評価・見直し体制	10
3 進捗状況の公表	10

第1章 実行計画改定の背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3年（2021年）8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圈及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていますこと、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年（2015年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30年（2018年）に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO₂排出量を令和32年（2050年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、同年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2年（2020年）10月、我が国は、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3年（2021年）4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年（2021年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改

正する法律（令和3年法律第54号）では、令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3年（2021年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年（2021年）10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12年度（2030年度）において、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12年度（2030年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

同年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を令和12年度（2030年度）までに50%削減（平成25年度（2013年度）比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を令和7年度（2025年度）までに95%、令和12年度（2030年度）までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、令和元年（2019年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、令和4年（2022年）2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

4 夕張市の地球温暖化対策の取組

夕張市では、国や北海道の動向を踏まえ、令和5年（2023年）2月24日の行政常任委員会において、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標として「夕張市ゼロカーボンシティ宣言」を宣言することを報告し、令和5年（2023年）3月1日付けて宣言を実施しました。

第2章 基本的事項

1 目的

夕張市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、夕張市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

(1) 対象とする組織・施設

本計画の対象範囲は、夕張市の全ての事務・事業とします。

なお、温室効果ガス総排出量算定対象施設の詳細については、表1のとおりです。

また、指定管理者制度等により実施する事業等については、国が策定している地球温暖化対策計画に基づき、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講じるよう要請することとし、後述の「温室効果ガス排出量」の算定範囲から除くこととします。

表1 対象の施設

No	施設分類	所管課	施設名
1	市民文化施設	市民課	拠点複合施設りすた
2	運動観光施設	市民課	宮前町浴場
3	運動観光施設	市民課	真谷地浴場
4	運動観光施設	市民課	リフレッシュセンター清陵
5	学校教育施設	教育課	ゆうばり小学校
6	学校教育施設	教育課	夕張中学校
7	行政系施設	総務企画課	夕張市役所本庁舎
8	行政系施設	土木課	本町除雪センター
9	行政系施設	土木課	清水沢除雪センター
10	行政系施設	土木課	紅葉山除雪センター
11	行政系施設	土木課	道路維持センター
12	行政系施設	消防	夕張市消防本部
13	行政系施設	消防	夕張市消防署
14	その他施設	市民課	清水沢公衆便所
15	その他施設	市民課	沼ノ沢公衆便所
16	その他施設	市民課	鹿の谷公衆便所
17	その他施設	市民課	葬斎苑
18	インフラ系施設	上下水道課	旭町浄水場
19	インフラ系施設	上下水道課	清水沢浄水場

No	施設分類	所管課	施設名
20	インフラ系施設	上下水道課	平和浄化センター
21	インフラ施設	市民課	汚泥再生処理センター
22	インフラ施設	市民課	富野じん芥埋立処分地施設
23	公園施設	建設課	滝の上公園

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質¹のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）及び下水処理や廃棄物の埋立によって排出されるメタンのみとします。

なお、本計画では、メタンの排出量に地球温暖化係数28を乗じることで二酸化炭素（CO₂）排出量に換算し、二酸化炭素（CO₂）排出量と合計して温室効果ガス総排出量としています。

1 7種類の物質：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素

3 計画期間

本計画の計画期間は令和6年度（2024年度）から令和12年度末（2030年度末）までとします。

また、計画開始から3年後の令和9年度（2027年度）に、計画の中間見直しを行います。

表2 計画期間のイメージ

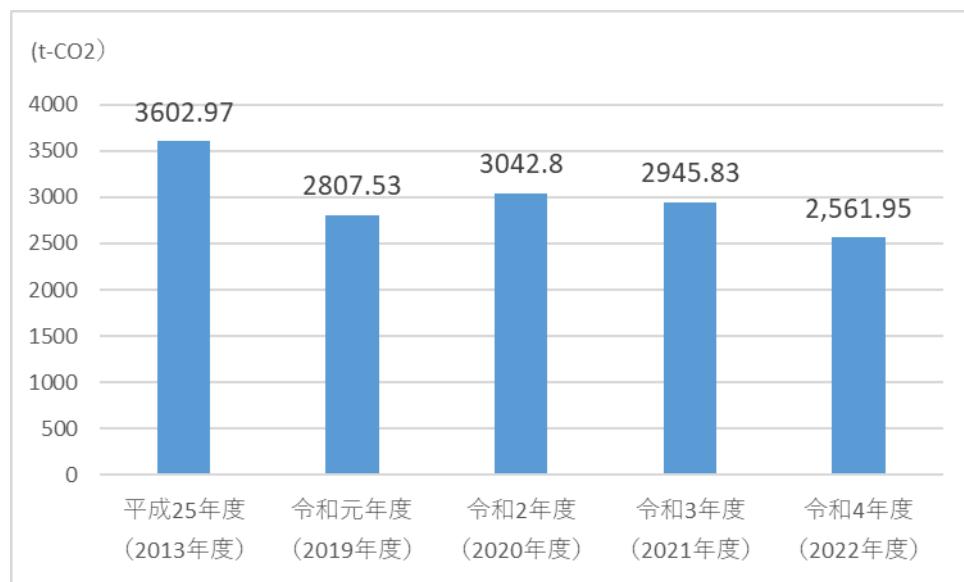
項目	年 度						
	H25 (2013)	…	R6 (2024)	…	R9 (2027)	…	R12 (2030)
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		中間 見直し		目標 年度
計画期間							

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 「温室効果ガス総排出量」

夕張市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成 25 年度（2013 年度）において、3,602.97t-CO₂ となっています。過去からの推移をみると、令和元年度（2019 年度）から令和 3 年度（2021 年度）にかけては停滞していましたが、直近の令和 4 年度（2022 年度）では 2,561.95t-CO₂ と基準年度から約 28.89% 減少しています。

図1 夕張市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移



2 項目別の排出量の割合

直近の令和 4 年度（2022 年度）では、エネルギー起源の CO₂ 排出量の内訳について、電気が 55.19% と全体の半分以上を占め、A 重油が 20.21%、軽油が 9.10%、灯油が 8.76% と続いている。

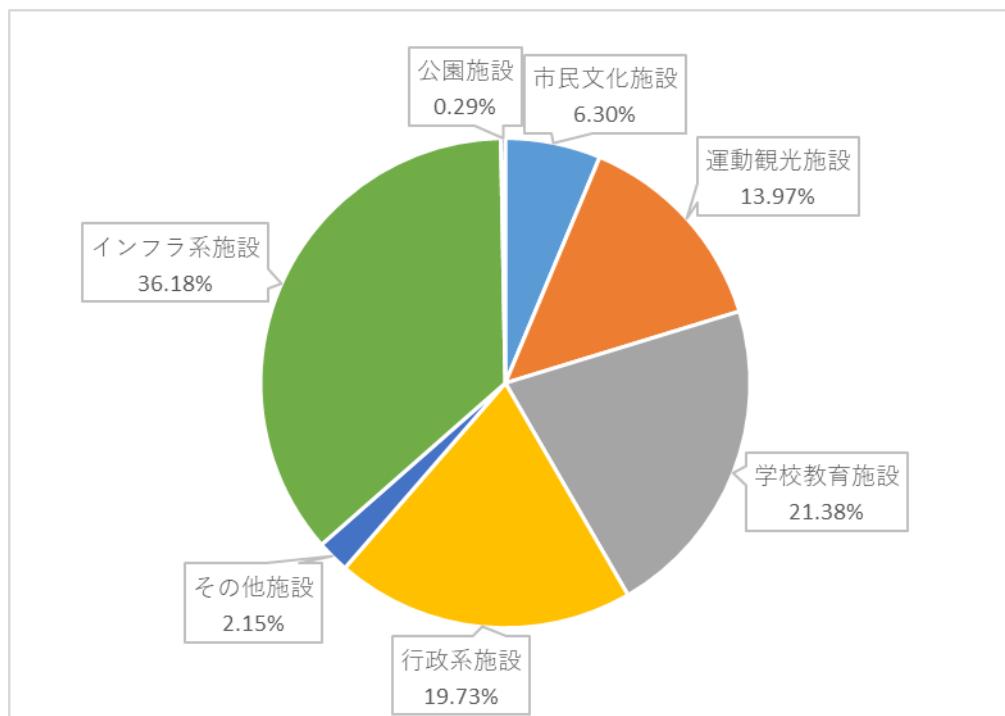
表3 令和4年度（2022年度）エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合

項目	使用量/単位	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	割合
公共施設	電気	2,575,808.00(kwh)	1,413.99 55.19%
	A重油	191,100.00(L)	517.87 20.21%
	灯油	90,191.00(L)	224.50 8.76%
	ガソリン	1,172.00(L)	2.69 0.11%
	LPG	1,570.03(m ³)	8.75 0.34%
	メタン換算分		108.55 4.24%
	小計	2,276.35	88.85%
公用車 燃料	ガソリン	22,586(L)	52.4 2.05%
	軽油	90,386(L)	233.2 9.10%
	小計	285.6	11.15%
合計		2,561.95	100.00%

3 公共施設から排出された温室効果ガス総排出量の割合

温室効果ガス総排出量の割合を施設分類別にみると、直近の令和4年度（2022年度）ではインフラ系施設が全体の36.18%を占め、次いで学校教育施設が21.38%、行政系施設が19.73%、運動観光施設が13.97%と続いています。

図2 令和4年度（2022年度）施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合



第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、夕張市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

目標年度である令和 12 年度（2030 年度）に、基準年度である平成 25 年度（2013 年度）比で 50% 削減することを目標とします。

表4 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 平成 25 年度（2013 年度）	目標年度 令和 12 年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	3,602.97t-CO ₂	1,801.48*t-CO ₂
削減率	—	50%

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

2 具体的な取組内容

(1) 日常的な取り組み

ア 燃料の使用

- (ア) 冬季間はウォームビズを実施し、暖房温度は20°C以下とします。
- (イ) ボイラーの適正運転に努めます。
- (ウ) 使用していない部屋のヒーターのスイッチを切れます。
- (エ) 庁舎内への出入りの際は必ずドアを閉め、暖房効果の向上に努めます。
- (オ) 公用車は経済速度で走行し、不要な物を積載しません。
- (カ) 公用車の相乗りなど、効率的な利用を図ります。
- (キ) 公用車の更新時に、燃費性能の優れたハイブリット車や電気自動車などの導入を図ります。

イ 電気の使用

- (ア) 事務事業の効率化を図り、時間外勤務を減らします。
- (イ) 電気設備の定期的な点検と適切な改善に努めます。
- (ウ) エレベーターは原則来庁者ののみの使用とします。
- (エ) 退庁時にはヒーターのスイッチを切れます。
- (オ) 休憩時間や時間外勤務時の不要照明の消灯を徹底します。
- (カ) OA機器を長時間使用しないときはこまめに電源を切れます。
- (キ) 長時間使用しない電化製品のコンセントを抜きます。
- (ク) 部数が多い場合は印刷機を使用します。
- (ケ) カラーコピーは常にコストを考慮して必要最小限とします。

ウ 物品の購入

- (ア) 事務用品はエコマークまたはグリーンマークが表示されている物を購入するよう努めます。
- (イ) リサイクル素材を使用している製品やリサイクルしやすい製品の購入に努めます。
- (ウ) コピー用紙等の紙製品は古紙配合率の高い物を購入するよう努めます。
- (エ) OA機器は省エネルギー型の購入またはリースとします。

エ 廃棄物の減量

- (ア) 可能な限り両面コピー印刷します。
- (イ) 裏面の使用できる用紙を再利用します。
- (ウ) 会議用資料の作成は最小限とする。
- (エ) 使用済封筒は再利用します。
- (オ) ファイル・フォルダー等の再利用に努めます。

(力) 庁内の連絡文書などは庁内LANなどの電子媒体を使用します。

(ヰ) 資源ごみの分別排出を推進するため、市民周知を図ります。

(2) 将来的な取り組み

本庁舎について、将来的に新築移転を予定しているため、新庁舎の建設にあたっては、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を検討するとともに、そのほかの公共施設についても整備時や改修時に同様の検討を行います。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

本計画に掲げた削減目標を達成するため、推進体制の事務局を市民課に置き、各課と連携し計画の着実な推進を図ります。

2 点検・評価・見直し体制

毎年度各課からの温室効果ガス排出源のデータ収集によって温室効果ガス排出量を算出し、進捗状況の点検を行います。

また、国や北海道の動向を注視し、本計画の内容に見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

3 進捗状況の公表

毎年度の進捗状況の点検結果を市ホームページにて公表します。